

投薬についての同意兼依頼書

幼稚園での園児への投薬は、保護者の日中の投薬は難しいこともあり、幼稚園で薬を預かり、教職員が投薬しております。厚生労働省から出されている指針によると、「園で薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定します。その際には、保護者が医師の名前、薬の種類、内服の方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参してもらいます。」と書かれています。医師と相談の結果、指示により保育時間中の投薬が必要になった場合、保護者に投薬していただくことが最善ですが、やむを得ない場合、園で協力させていただきます。

投薬は、一人の園児に対し特定の時間での希望が多く、細心の注意を払っておりますが、極めて難しい状況でもあり、確実な投薬はお約束できません。投薬を依頼する場合は、どうしても1日3回服用しなければならない薬のみお預かり致します。

また、薬での副作用への対応は園では行えませんので、ご理解・同意の上ご依頼下さい。

〈注意事項〉

- ・医師が処方した薬以外の薬（市販薬等）はお預かりできません。
- ・風邪薬につきましては、基本的にはお預かりできません。※受診時に1日2回での処方を医師にご相談下さい。
- ・持参するお薬は、1回分のみでお願い致します。
- ・薬の袋や容器には、必ず名前（漢字フルネーム）の記載をお願い致します。
- ・特に目薬は失明の恐れもあるため、できるだけ園での投与は控えさせていただいております。
- ・薬の提出は、必ず教職員に手渡しでお願い致します。
※おたより帳やカバンの中に入っていた場合は投薬できません。

上記内容を確認・同意の上、

医療機関： _____ にて 病名： _____ と診断されたため、

投薬期間：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日の期間、園での投薬を依頼します。

園児名： _____ 保護者名： _____ ④